平成　　年　　月　　日

外構実証事業申請書

全国木材協同組合連合会

会長　松原　正和　殿

会社名

代表者名　　 印

下記のとおり外構実証事業に申請します。

（１）申請者情報

|  |  |
| --- | --- |
| 会社住所 |  |
| 事業担当者 |  |
| 連絡先 | 電話 |  |
| FAX |  |
| Email |  |
| 建設業を生業とすることの証明（右のいずれかについて）（注） | □　建設業許可 | 建設業の種類：  |
| 各種資格 | □　技能士 | 職種： |
| □　建築士 | □　１級　　　□　２級　　　□　木造 |
| □　建築施工管理技士 | □　１級　　　□　２級 |
| □　登録機関技能者 |  |
| □　過去の施工実績 | 過去10年以内の建築・造園工事の請負実績 |

（注）　資格や実績等を証明する書類の写しを必ず添付してください。

（２）実証対象施設情報（総括）

|  |  |
| --- | --- |
| 実証対象施設数（総計） | 　件 |
| 助成申請予定額（総計） | 万円 |

※　内訳は別紙のとおり。

（３）実証対象施設情報（個別）

①　実証対象施設情報シート（塀（フェンス・柵含む）及び塀以外の外構施設）[別紙１]

②　付属資料[別紙２]

③　実証対象施設に用いる木材の供給、当該施設の施工に関わる木材関連事業者

[別紙３]（※　申請区分のうち、「②登録事業者　供給または施工」または「③登録事業者　供給及び施工」に該当する場合のみ提出）

（４）　誓約書[別紙４]

Ⅰ　実証対象施設情報シート（個別）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設番号 |  |

**塀（フェンス・柵含む）**

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 |  |
| 施設所在地 |  |
| 施主（建売の場合は除く） |  |
| 工事期間（予定） | 平成　　年　　月　 | から | 平成　　年　月 | まで |
| 使用木材の樹種 | □　国産材（樹種：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □　外国産材（樹種：　　　　　　　　　　　　　　） |
| 使用する木材の合法性の確認方法（注１） | □　クリーンウッド法に基づく登録事業者が合法伐採木材である旨を記載する書類による方法□　森林認証を活用する方法□　業界団体の認定を受けた事業者が証明する方法□　事業者等独自の取り組みによる方法 |
| 木材の耐久性確保のための措置（注２） | □　地際若しくは基礎に接する部分 | （措置内容） |
| □　その他の部分 | （措置内容） |
| 施設の整備費（見積もり） | 万円（税抜き） |
| 木材使用量【A】 | ㎥ |
| 延長【B】 | m |
| 申請区分【C】（注３） | □　①標準　３万円/m |
| □　②登録事業者　供給または施工　４万円/m |
| □　③登録事業者　供給及び施工　５万円/m |
| 助成申請予定額（円） | 【B】\*【C】　　　　　　　　　　　　　　万円（千円未満切り捨て） |
| 延長当たり木材使用量 | 【A】/【B】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎥/m |

（注１）使用する木材の合法性の証明方法の詳細については、以下のサイトをご参照ください。

（一社）全国木材組合連合会「合法木材ナビ」　<https://www.goho-wood.jp/certification/>

林野庁クリ－ンウッド法の概要http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html

（注２）地際若しくは基礎に接する部分については、交付規程第５に規定する耐久性を有する木材としなければなりません。

（注３）申請区分の種類と内容は以下のとおり。

＜①　標準＞

クリーンウッド法に基づき合法性が確認された合法伐採木材を使用して施工する場合（木材・木材製品の合法性、持続可能性証明のためのガイドラインに基づく合法木材を利用する場合を含む）

＜②　登録事業者　供給または施工＞

クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者（以下、登録事業者という。）が合法伐採木材を供給する場合、若しくは登録事業者が施工する場合

＜③　登録事業者　供給及び施工＞

実証対象施設に使用する合法伐採木材の供給及び当該施設の施工の過程で当該木材の所有権を一時的にでも有する事業者のすべてが登録事業者である場合

Ⅰ　実証対象施設情報シート（個別）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設番号 |  |

**塀以外の外構施設**

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 | 　 |
| 施設の種類 | □デッキ、□門柱・門扉、□アプローチ、□カーポート□その他（自転車置場(屋根付き)　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 施設所在地 |  |
| 施主（建売の場合は除く） |  |
| 工事期間（予定） | 年　　　月　 | から | 年　　月 | まで |
| 使用木材の樹種 | □　国産材（樹種：　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □　外国産材（樹種：　　　　　　　　　　　　　 　　） |
| 使用する木材の合法性の確認方法（注１） | □　クリーンウッド法に基づく登録事業者が合法伐採木材である旨を記載する書類による方法□　森林認証を活用する方法□　業界団体の認定を受けた事業者が証明する方法□　事業者等独自の取り組みによる方法 |
| 木材の耐久性確保のための措置（注２） | □　地際若しくは基礎に接する部分 | （措置内容） |
| □　その他の部分 | （措置内容） |
| 施設の整備費（見積もり） | 　万円（税抜き） |
| 木材使用量【A】 | 　㎥ |
| 申請区分【B】（注３） | □　①標準　30万円/㎥ |
| □　②登録事業者　供給または施工　40万円/㎥ |
| □　③登録事業者　供給及び施工　50万円/㎥ |
| 助成申請予定額（円） | 【A】\*【**B**】　　　　　　　万円（千円未満切り捨て） |

（注１）使用する木材の合法性の証明方法の詳細については、以下のサイトをご参照ください。

（一社）全国木材組合連合会「合法木材ナビ」　<https://www.goho-wood.jp/certification/>

林野庁クリ－ンウッド法の概要http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html

（注２）地際若しくは基礎に接する部分については、交付規程第５に規定する耐久性を有する木材としなければなりません。

（注３）申請区分の種類と内容は以下のとおり。

＜①　標準＞

クリーンウッド法に基づき合法性が確認された合法伐採木材を使用して施工する場合（木材・木材製品の合法性、持続可能性証明のためのガイドラインに基づく合法木材を利用する場合を含む）

＜②　登録事業者　供給または施工＞

クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者（以下、登録事業者と言う。）が合法伐採木材を供給する場合、若しくは登録事業者が施工する場合

＜③　登録事業者　供給及び施工＞

実証対象施設に使用する合法伐採木材の供給及び当該施設の施工の過程で当該木材の所有権を一時的にでも有する事業者のすべてが登録事業者である場合

Ⅱ　付属資料（必須）

□　実証対象施設の規模・概要等が分かる資料（平面図、立面図、仕様書　等）

□　実証対象施設の整備費の内容が確認できる資料（見積書（材料費、施工費等の内訳が分かるもの））

□　実証対象施設の木材使用量が確認できる資料（仕様書、木拾い表　等）

□　申請者が建設業を生業としていることの証明（建設業許可、各種資格、過去の施工実績）

□ 助成金振込先の銀行口座情報

（銀行口座情報に変更があった場合は速やかご連絡お願いします。）

Ⅲ　実証対象施設に用いる木材の供給、当該施設の施工に関わる木材関連事業者（予定）

|  |
| --- |
| ※　申請区分のうち、「②登録事業者　供給または施工」または「③登録事業者　供給及び施工」を希望する場合は、申請時点での見通しを必ず記載してください（申請区分が「①標準」の場合は、本紙は提出不要です）。 |

ⅰ　木材供給事業者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業種 | 事業者名 | ｸﾘｰﾝｳｯﾄﾞ法に基づく事業者登録の状況（○、×）注１ | 備考 |
| 原木市場 |  |  |  |
| 輸入事業者 |  |  |  |
| 製材工場 |  | 　　　 |  |
| 木材加工工場 |  |  |  |
| 製品市場 |  |  |  |
| 販売・流通事業者 |  |  |  |
| 建設業者・工務店 |  |  |  |

注１：既に登録事業であれば○、登録予定であれば×をつけて下さい。

ⅱ　施工事業者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業種 | 事業者名 | ｸﾘｰﾝｳｯﾄﾞ法に基づく事業者登録の状況（○、×） | 備考 |
| 建設業者・工務店 |  | 　　　 |  |

※　「②登録事業者　供給または施工」を希望する場合は、上記ⅰまたはiｉに掲載する業種の中で、実証対象施設に使用する合法伐採木材の供給または当該施設の施工に関わる事業者のうち登録事業者（予定含む）に該当する事業者について記載ください。

※　「③登録事業者　供給及び施工」を希望する場合は、上記ⅰ及びⅱに掲載する業種の中で、実証対象施設に使用する合法伐採木材の供給及び当該施設の施工の過程で、当該木材の所有権を一時的にでも有する事業者のすべてがクリーンウッド法（注）に基づく登録事業者である必要がありますので、各事業者の登録の状況を記載してください。

※　実証対象施設に使用する木材の供給に関わらない業種については、斜線を入れるなどして該当がない旨を明らかにしてください。

※　業種毎に欄が不足する場合は、適宜行を追加してください。

（注）クリーンウッド法：「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引き（平成28年法律第48号）」

（参考）林野庁ホームページ「クリーンウッド法の概要」

http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html

誓約書

（１）　実証対象施設に用いた木材の耐久性及び当該施設の耐久性・耐候性を高めるための具体の対策について、（甲）から（乙）に対して説明を行い、（乙）はその内容について理解しました

（２）　実証対象施設のメンテナンス計画（維持管理のために必要な具体的な対策とその時期、コスト等）について、（甲）から（乙）に対して説明を行いました。

（３）　今回申請する実証対象施設（塀等）の整備には、以下に示すものをはじめとする国の他の補助金等を使用していません。

　\*使用していないものにレ点をつける。

□　次世代住宅ポイント事業（国土交通省）

□　住宅・建築物安全ストック形成事業（国土交通省）

□　その他　（事業名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　　　　（所管省庁等：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

※　地方公共団体が実施する補助事業には、上記の国の他の補助金を財源としているものもありますので、補助金を使用する場合は、補助事業の実施主体に必ずご確認ください。

※　リフォーム工事に次世代住宅ポイントの制度を活用し、ポイント制度により支援を受ける部位と異なる外構施設において本実証事業による助成を受けようとする場合、経費を明確に区分するため、これらの契約を分ける必要がありますのでご注意ください。

※　既存のブロック塀等の除却に国の他の補助金を使用し、その後の木塀の新設において実証事業を行う場合、経費を明確に区分するため、除却と新設の契約を分ける必要がありますのでご注意ください。

※　状況の変化があった場合、速やかに事業申請を行った地域木材団体までご連絡ください。

上記の内容について了解した上で実証事業に申請します。

また、上記の内容に反することとなった場合には助成金を返還いたします。

　年　　　月　　　日

（甲）実証事業者：　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（乙）事業申請対象施設施主：　　　　　　　　　　　　　　　㊞